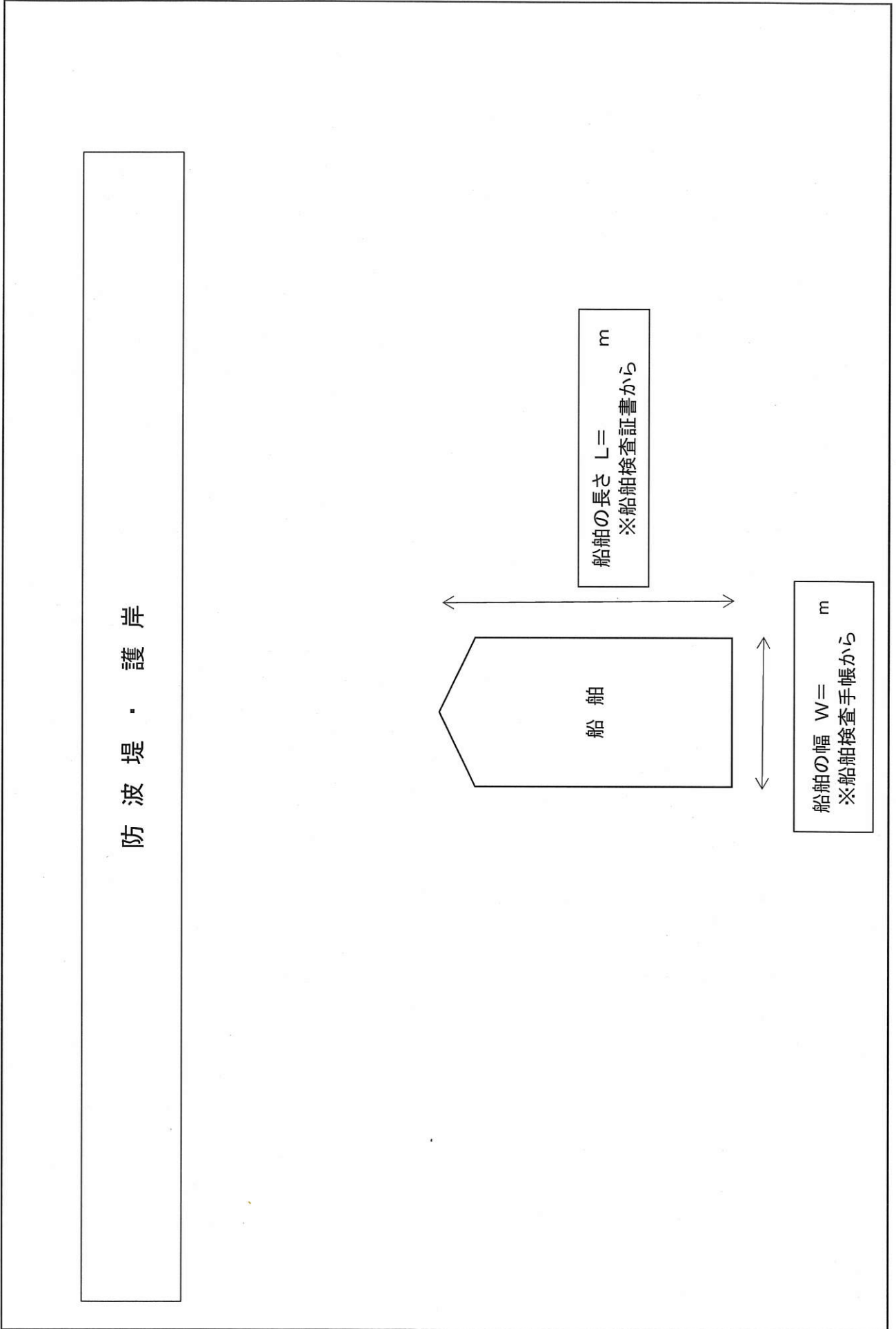
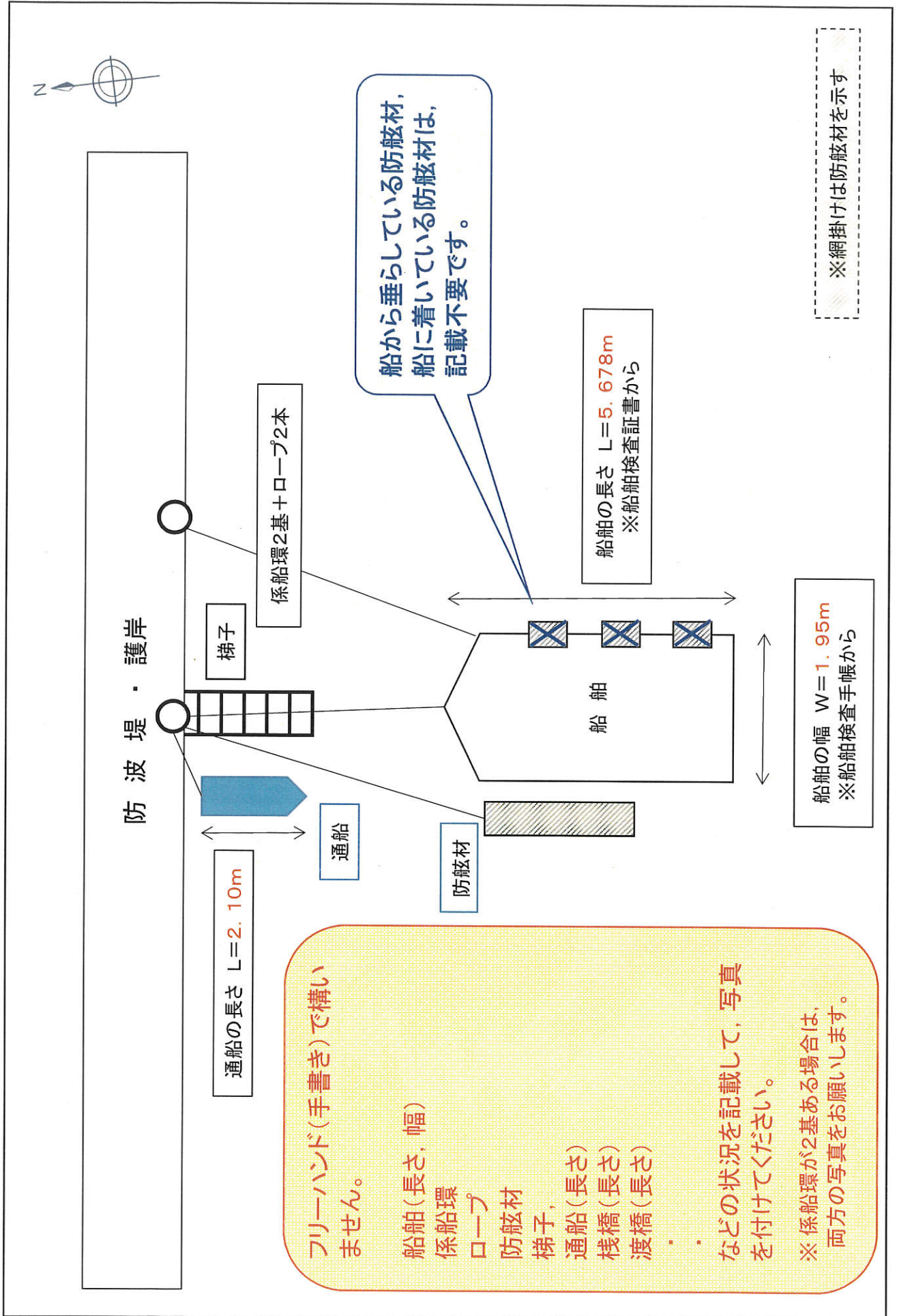


見取り図



見取り図 (記載例)



誓 約 書

令和 年 月 日

広島県東部建設事務所長 様

住所

氏名

印

生年月日 年 月 日生

私は、広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

(裏面)

広島県暴力団排除条例 (抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員及び現に第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。

(中略)

(利益の供与等を行った者等に係る調査、勧告及び公表)

第19条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する行為をした疑いがある者(以下「調査対象者」という。)及び当該調査対象者の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該疑いに係る事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(中略)

- 3 公安委員会は、第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の説明若しくは虚偽の資料の提出をし、又は前項の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、24月を超えない範囲内で期間を定めてその旨を公表することができる。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (抜粋)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(中略)

- (2) 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(中略)

- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(記載例)

誓 約 書

令和 2 年 ○ 月 ○ 日

広島県東部建設事務所長 様

住所 広島県三原市□□町 ○○番地

氏名 三原 太郎 (印)

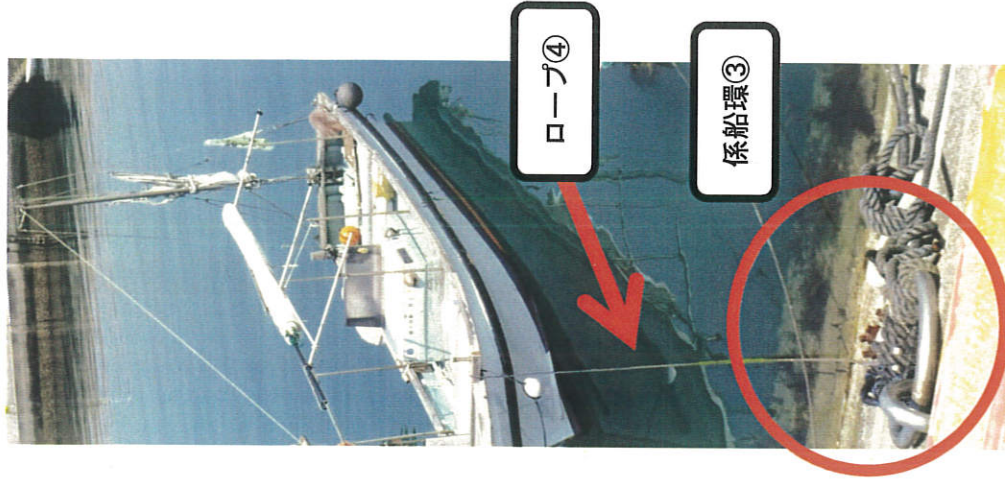
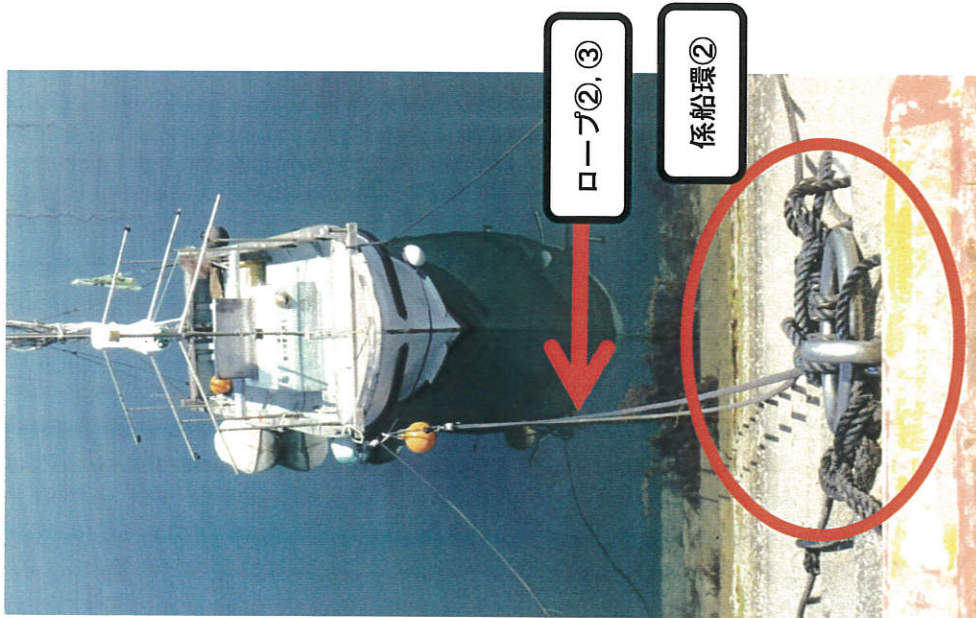
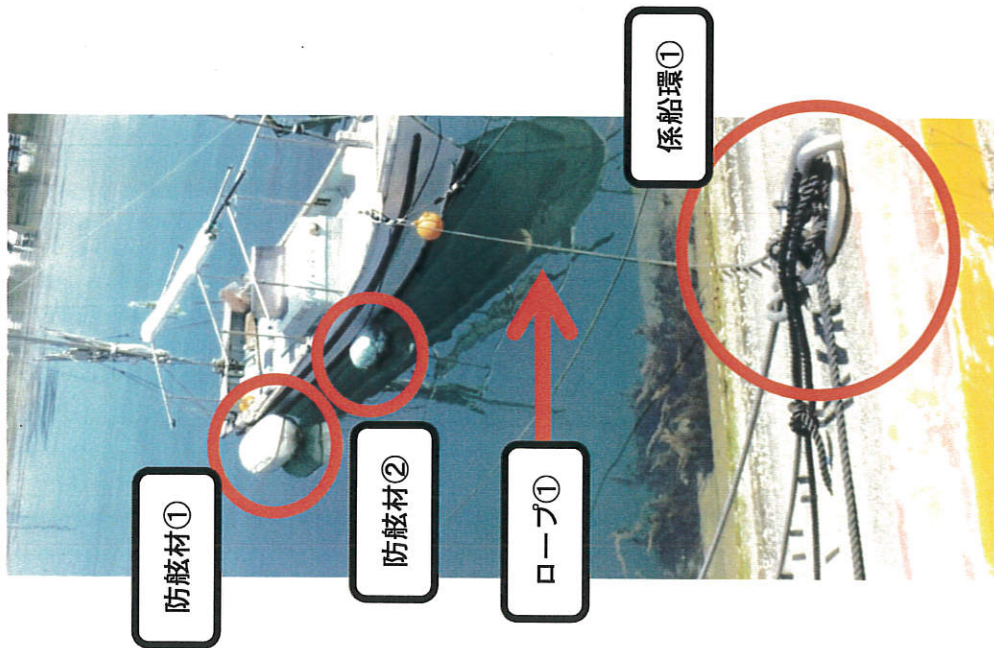
生年月日 昭和○ 年○ 月 ○日生

私は、広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

写真（撮影例）

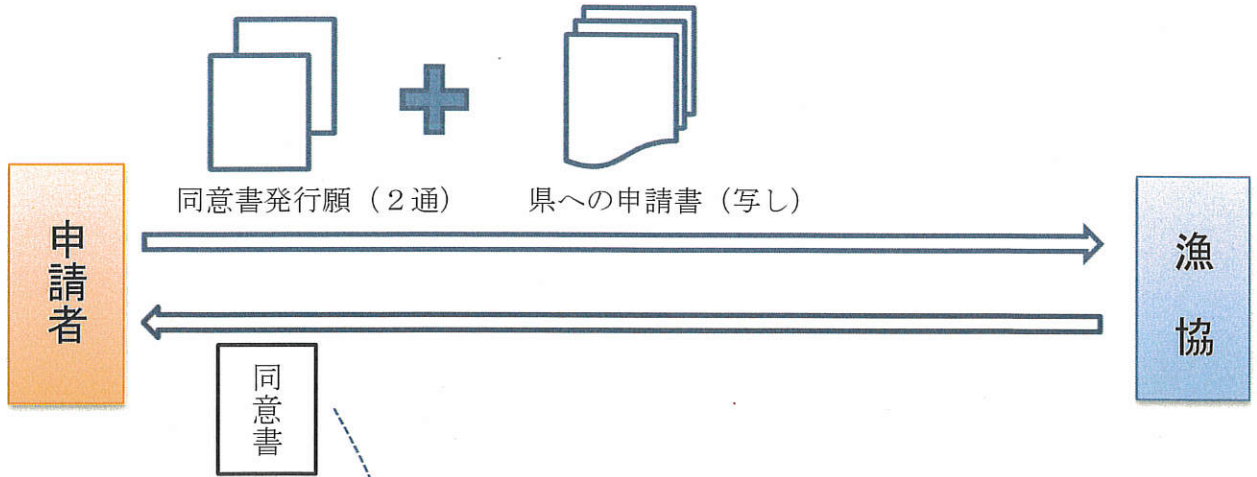
資料 14

※係船環×3基，ロープ×4本，防舷材×1基（船から垂らしている小さい防舷材は除く）

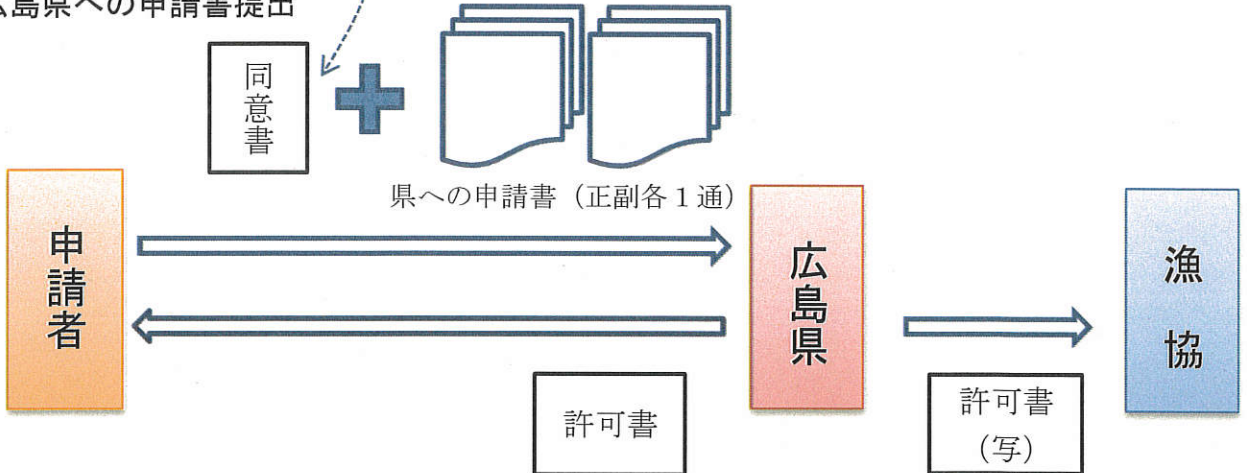


広島県への小型船舶用泊地（暫定係留区域）等使用許可申請手続きの流れ

1 漁協への同意書発行願

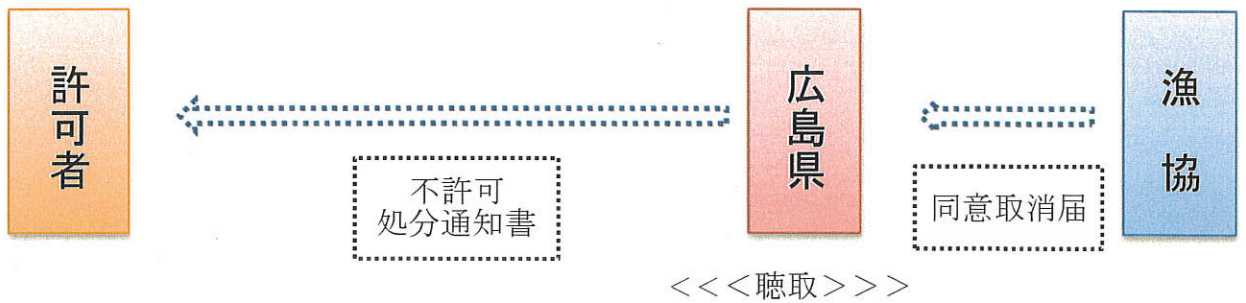


2 広島県への申請書提出



3 許可の取り消し

※広島県港湾施設管理規則第25条の規定による許可の取り消し



「重要港湾尾道糸崎港 古浜入川地区」について、プレジャーボート所有者の方に、三原市漁業協同組合の同意書提出を依頼する理由は、次のとおりです。

- この海域は、三原市漁業協同組合所属の漁船が常時航行するエリアのため、漁業活動との相互協力を図る必要があります。
- この海域では、過去に護岸に係留されていたプレジャーボートが、台風の高波等により沈没し油漏れ等の事故が発生したり、係留ロープが外れて漂流し他の船との接触事故なども起きています。
これらの事故の際も三原市漁業協同組合の協力を得て、事故処理対応に当たっています。

これらのことから、円滑な係留保管を図るためプレジャーボート所有者の方に三原市漁業協同組合の同意書提出をお願いするものです。

【 三原市漁業協同組合連絡先 】

所在地 : 〒723-0013 三原市古浜一丁目 11-1

業務時間 : 毎週月曜日から金曜日まで(祝日及び年末年始を除く)
午前9時から午後4時まで

電話番号 : 0848-62-3056

F A X : 0848-62-3175

同意書発行願

令和 年 月 日

三原市漁業協同組合代表理事組合長 様

住所

電話番号

氏名

印

船舶番号

私は、別紙の申請書類のとおり、広島県が指定する小型船舶用泊地（暫定係留区域）にプレジャーボートの係留保管を行いたいので、同意してくださるようお願いします。

同意書

令和 年 月 日

様

三原市漁業協同組合代表理事組合長 濱松 照行 印

上記のとおり広島県が指定する小型船舶用泊地（暫定係留区域）にプレジャーボートの係留保管を行うことについて、同意します。

ただし、同意する期間は、次のとおりとします。

同意期間 令和 年 月 日から令和5年3月31日まで

承 諾 書

令和 年 月 日

広島県東部建設事務所長 様

住所

氏名

印

(商号又は名称・代表者氏名)

私（当社役員及び社員）は、広島県が三原市漁業協同組合に、私（当社役員及び社員）の「暫定係留区域等使用許可書」の写しを提供することを承諾します。